

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-1	大気中のアスベスト濃度とその規制基準について教えてください。 (令和7年4月1日更新)

【答】

○ 大気中のアスベスト濃度

・ 常時監視測定局周辺におけるアスベスト環境調査結果

県が管理する常時監視測定局のうちの一般環境大気測定局周辺において、大気中のアスベスト濃度を把握するための環境調査を行っています。

・ 過去5年の調査結果では、いずれの地点においても総繊維数濃度が1本/L以下でした。

(参考)過去5年間の調査結果

測定地点	調査結果 (総繊維数濃度 : 本/L)									
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値	平均値	最大値
鎌倉市役所	—	—	0.14	0.25	—	—	0.095	0.17	—	—
小田原市役所	—	—	0.091	0.17	—	—	0.18	0.34	—	—
茅ヶ崎市役所	—	—	0.078	0.19	—	—	0.076	0.22	—	—
逗子市役所	0.081	0.17	—	—	0.11	0.22	—	—	0.096	0.17
三浦市城山(旧三崎中学校)	0.085	0.17	—	—	0.070	0.11	—	—	0.056	0.056
秦野市役所	—	—	0.12	0.53	—	—	0.085	0.17	—	—
厚木市役所	—	—	0.099	0.28	—	—	0.11	0.17	—	—
大和市役所	0.14	0.28	—	—	0.063	0.11	—	—	0.081	0.17
伊勢原市役所	0.17	0.28	—	—	0.081	0.17	—	—	0.13	0.28
海老名市役所	—	—	0.11	0.22	—	—	0.076	0.17	—	—
座間市役所	0.15	0.22	—	—	0.071	0.11	—	—	0.056	0.056
南足柄市中郡公民館	0.056	0.056	—	—	0.10	0.17	—	—	0.12	0.17
綾瀬市役所	—	—	0.11	0.19	—	—	0.10	0.34	—	—
寒川町役場	0.11	0.28	—	—	0.13	0.17	—	—	0.056	0.056
愛川町役場	0.085	0.17	—	—	0.10	0.22	—	—	0.11	0.25

※1 測定地点は一般環境大気測定局15局を半数に分け、隔年で調査を実施しています。

※2 平成元年環境庁告示第93号(石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法)及び「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

・ 位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。

・ 位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/Lを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 1地点につき2箇所、3日間(各日4時間)試料採取し、各試料(計6検体)を位相差顕微鏡で測定して得られた総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定は実施していません。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

(参考)

- ・廃棄物処理施設周辺におけるアスベスト環境調査結果

建設廃棄物を取り扱っている廃棄物処理業者の処理施設等のうち、5箇所を対象に環境調査を実施しました。これらの施設周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.28本/Lとなっています。(平成17年11月・12月調査)

(本/L)

施設所在地	施設類型	最大値	最小値
秦野市曾屋	破碎施設	0.11未満	0.11未満
海老名市杉久保	破碎施設	0.28	0.11未満
愛甲郡愛川町中津	破碎施設	0.11未満	0.11未満
高座郡寒川町一之宮	積替・保管	0.11未満	0.11未満
厚木市三田	石膏ボード	0.11未満	0.11未満

- ・アスベスト製品取扱工場周辺におけるアスベスト環境調査結果

アスベスト含有製品の修理・加工等を行っている工場のうち、アスベストの労災認定のあった業種で「電気機械器具製造業」「輸送機械器具製造業」「精密機械器具製造業」「鉄道業」について、1工場ずつを対象に環境調査を実施しました。これらの工場周辺での大気中のアスベスト濃度は、最大で0.56本/Lとなっています。(平成18年7月・8月調査)

(本/L)

施設所在地	最大値	最小値
秦野市戸川	0.56	0.11未満
茅ヶ崎市小桜町	0.33	0.11未満
茅ヶ崎市矢畑	0.22	0.11未満
海老名市柏ヶ谷	0.22	0.11未満

- ・エレベータシャフトに吹付けアスベストが施工された建物周辺等におけるアスベスト環境調査結果

エレベータシャフト(昇降路)内壁に吹付けアスベストが施工されている建物周辺等で環境調査を実施しました。この結果、当該建物周辺の大気中から、最大で0.17本/Lの繊維が検出されましたが、アスベスト繊維ではないことが確認されました。(平成20年8月調査)

(本/L)

施設所在地	区分	最大値	最小値
横浜市緑区	建物周辺	0.17	0.057未満
	エレベータ内(参考)	0.057未満	

○ 規制基準

大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造加工を行っている特定粉じん排出施設の設置工場において、敷地境界での基準を定めており、空気1L当たりアスベスト繊維が10本以下となっています。

※規制基準の根拠については E-4 をご覧ください。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-2	アスベスト製品の製造工場の現況はどうなっているのですか。 (平成30年4月1日更新)	

【答】

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（石綿を発生・排出・飛散させる施設として政令で定められているもの）の届出がされている工場、事業場は次のとおりです。なお、特定粉じん発生施設はすべて廃止の届出がされています。

アスベスト製品製造・加工事業所（平成20年2月29日現在）

事業所名	製造する石綿関連製品	所在地	使用開始年月日	使用廃止年月日	石綿関連製品の製造状況
ニチアス(株) 鶴見工場	ジョイントシート、石綿板他	横浜市鶴見区大黒町1-70	昭和50年7月31日	平成7年7月5日	製造・加工していない
富士興業(株)	パッキング	横浜市神奈川区松見町4-1000	昭和50年	平成18年8月31日	製造・加工していない
(資) 浜パッキング製作所	パッキング	横浜市西区戸部本町6-8	昭和62年3月23日	平成18年4月30日	製造・加工していない
(株) 不二パッキング	パッキング	横浜市金沢区福浦1-10-11	昭和57年5月21日	平成18年8月31日	製造・加工していない
日本パッキング工業(株) 横浜製作所	パッキング	横浜市緑区西八朔町160	昭和37年9月	平成10年1月1日	製造・加工していない
三信製作所	パッキング	横浜市緑区青砥町1070	昭和61年12月	平成11年10月13日	閉鎖
(有) 渡部産業	パッキング	横浜市都筑区川向町957	昭和45年3月	平成5年4月1日	閉鎖
影山工業(株)	ガスケット	川崎市川崎区旭町1丁目2番1号	昭和35年	平成18年10月30日	製造・加工していない
(株) 東興社	ガスケット	川崎市幸区小倉530番地	昭和33年	平成18年1月31日	製造・加工していない
(株) 日研シール	ガスケット	川崎市宮前区馬絹621番地	昭和53年	平成15年9月	製造・加工していない
(株) 川島製作所	ブレーキドラム製作	横須賀市内川1-7-44	昭和58年8月	平成3年2月12日	製造・加工していない
日本特殊塗料(株) 平塚工場	水系塗料、自動車防振材	平塚市長瀬1番10号	昭和50年	平成2年	製造・加工していない
横浜ゴム(株) 平塚製造所	ホースの耐熱材	平塚市追分2番1号	昭和49年11月1日	平成5年	製造・加工していない
横浜ゴム(株) ハマタイト工場	シーリング材	平塚市四之宮1丁目7番7号	昭和60年4月	平成12年7月	製造・加工していない
東海セラミックス(株) 大神工場	押出し製品、スレート	平塚市大神3341	昭和48年	平成16年2月	製造・加工していない
東海セラミックス(株) 大神工場第2工場		平塚市大神3233-8	平成10年	平成16年2月	製造・加工していない
クボタ松下電工外装(株) 小田原工場	屋根材(カラーベスト)	小田原市酒匂7丁目6番1号	昭和35年	平成13年12月20日	製造・加工していない
石野ガスケット工業(株) 小田原工場	ガスケット(打ち抜き)	小田原市国府津2737	昭和36年4月	平成15年7月	閉鎖
信和スレート工業(株)	スレート	相模原市麻溝台3丁目1番38号	昭和43年4月1日	平成7年2月17日	閉鎖
東京化学塗料(株)	自動車塗料の練り込み	相模原市淵野辺1丁目21番23号	昭和38年	平成3年5月	製造・加工していない
(株) トーケン	小波スレート、大波スレート	秦野市曾屋881	昭和38年5月	平成16年9月30日	製造・加工していない
日本ラインツ(株)	シート、ガスケット	大和市深見西1-5-2	昭和42年	平成5年3月	製造・加工していない
(株) 福原工業	シート(打ち抜き)	大和市深見西1-3-27	昭和45年	平成5年1月11日	製造・加工していない
山王セラミックス(株)	スレート平板、フレキシブルボード	伊勢原市上粕屋760	昭和39年11月	平成16年9月30日	製造・加工していない
ソーワ工業(株)	セメタリック・ジョイントシート、ガスケット	伊勢原市小稲葉273	昭和22年	平成2年6月1日	閉鎖

参考 環境省ホームページ

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場の状況について（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/9527.html>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-3	県内の工場で毒性が高い青石綿や茶石綿を使用した経過はあるのですか。 (平成18年10月1日更新)

【答】

これまで、大気汚染防止法の対象となっている工場や、過去に対象となっていた工場を調査したところ、一部に青石綿を使用していた工場がありました。昔の情報であって正確性には問題がありますが、確認できた範囲では4工場が青石綿を取り扱ったことが判明しました。昭和 30 年代ごろから取り扱ったことがあるとのことですが、大気汚染防止法が施行されて以降には、1工場だけが取り扱っていたとのことでした。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-4	大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界でのアスベストの基準が空気1L当たり、アスベスト繊維が10本以下とされています。この基準はどのような意味を持つのですか。その根拠を教えてください。 (平成17年11月11日追加)

【答】

この基準は、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界で実施した国内の環境調査結果等をもとに、WHO（世界保健機関）において「環境中におけるアスベスト濃度は、都市部における濃度が1本/L以下から10本/L程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあり、この程度の数値で一般住民においては、アスベストに起因する肺がん及び中皮腫のリスクは定量化できないほど低いであろう」と評価していることを考慮して定められたものです。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-5	吹付けアスベストが飛散することはないのですか。（平成24年4月1日更新）

【答】

アスベストそのものの吹き付けは、昭和 50 年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和 55 年に業界の自主規制が行われて使用が減っていましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

したがって、上の時期までに建てられた鉄骨造の建物等には吹き付けたアスベストが存在するおそれがあります。

このような建物等では、表面の破損部分や摩耗部分等からアスベスト繊維が空中に飛散する可能性がありますので、除去、封じ込め、囲い込み等の飛散防止対策措置を講じる必要があります。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-6	建物の解体時に吹付けアスベストが飛散することはないのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

建物の解体時はアスベストが飛散することがないよう規制されています。

このような作業を実施する際は、大気汚染防止法に基づき、県の地域県政総合センター（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市にあっては市役所）へ届け出ることが義務付けられています。

届出対象は、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業であり、作業場の隔離や集じん・排気装置の設置、湿潤化など、大気への飛散を防止するための作業基準が定められています。

また、解体を行う作業者がアスベストを吸い込むことのないよう、労働安全衛生法に基づき、吹付けアスベスト等飛散する恐れのあるアスベストの除去作業等を行う場合、労働基準監督署へ届け出ることが義務付けられており、作業場所の隔離、湿潤化、保護マスクの着用などの基準が定められています。

なお、厚生労働省及び環境省では石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策を記載した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を作成しています。
(<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>)

このほか、県では大気汚染防止法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において作業場周辺での環境調査の実施や周辺の地域の住民等への周知等を定めています。

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html)

また、解体に伴って排出される吹付けアスベスト等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられています。

※関係法令のパンフレット「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000142161.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-7	県内に大気汚染防止法の届出対象解体工事は、どのくらいありますか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

近年、県内全域で届出があった「特定粉じん排出等作業」（アスベストが吹き付けられている建築物の解体工事等）の件数は、次のとおりとなっています。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	735	688	441	686	710

【出典：大気汚染防止法施行状況調査（環境省）】

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-8	吹付けアスベスト等の除去に係る解体工事現場周辺での環境調査結果は、どうなっているのですか。 (令和7年4月1日更新)

【答】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）で、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出がされたアスベスト除去に係る解体工事等のうち、大規模工事等を対象として、工事現場周辺における大気中のアスベスト濃度を測定しました。（結果は次表のとおり）

令和6年度に実施した建築物等の周辺における環境調査の結果（アスベスト繊維数濃度）は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の濃度基準※1（1本/L）を下回りました。

法及び条例の規定を遵守した適正な解体工事が行われていれば、周辺へのアスベストの飛散は防止できると考えられるため、今後も環境調査を実施し、必要な指導を行っていきます。

表 令和6年度アスベスト環境調査結果

No.	建築物所在地	建築物 延べ面 積 (㎡)	アスベスト 使用面 積 (㎡)	測定日	測定結果（本/L）※2				
					建築物等周辺			（参考） 集じん・排気装置排気口	
					位相差顕微鏡※3		電子顕微鏡	位相差顕微鏡 総繊維数 濃度 最大値	電子顕微鏡 ※5 アスベスト 繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)
					総繊維数濃度		※4 アスベスト 繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)		
					最大値	最小値			
1	小田原市栄町	14,382	17	4月18日	0.45	0.36	-	-	-
2	小田原市栄町	14,382	17	5月22日	0.28	0.056未満	-	-	-
3	秦野市北矢名	1,139	666	6月25日	0.62	0.45	-	-	-
4	小田原市栄町	14,382	17	8月6日	0.85	0.56	-	-	-
5	秦野市浪沢上	1,622	212	8月9日	0.93	0.34	-	-	-
6	厚木市旭町	250	525	8月15日	3.9	0.28	0.44未満(7.5)	-	-
7	厚木市旭町	250	525	8月17日	0.73	0.17	-	-	-
8	厚木市旭町	250	525	8月24日	0.34	0.19	-	-	-
9	座間市相武台	415	623	8月26日	0.28	0.11	-	-	-
10	伊勢原市白根	8,748	1,171	9月17日	0.59	0.31	-	-	-
11	大和市下鶴間	760	785	10月15日	0.42	0.11	-	-	-
12	鎌倉市由比ガ浜	4,664	215	12月27日	0.93	0.50	-	-	-
13	鎌倉市腰越	1,533	232	1月21日	0.45	0.22	-	-	-

※1 吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中のアスベスト繊維数濃度の基準です。（令和3年10月1日施行）

※2 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/Lを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※3 複数箇所採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。

※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所（全ての箇所検出下限値未満の場合は、分析走査電子顕微鏡で測定した総繊維数濃度の最大値が確認された箇所）の結果を示しています。（括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「-」と表示しています。

※5 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。（括弧内は総繊維数濃度の結果です。）なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/L以下の場合、※2に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、また、建築物等の敷地境界等における石綿繊維数濃度が1本/L未満であった場合、国がマニュアルで示しているアスベストの漏洩の目安を下回っていることから、測定を行っていないため、結果は「-」と表示しています。（位相差顕微鏡法の測定結果も「-」となっているものは測定箇所として選定していないものです。）

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-9	アスベストに関する大気汚染防止法の手続きは、どうなっているのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

大気汚染防止法では、アスベストに関する規制は2つあります。

① 特定粉じん発生施設の設置の際の手続等

アスベスト製品を製造・加工する施設（特定粉じん発生施設）を有している工場に対し、設置時の届出と、従業員数が21名以上であれば年2回の敷地境界での測定が義務づけられています。

ただし、施設の能力が一定規模以下のもの、密閉構造のものや湿潤させて製造加工を行うものは、同法の対象外です。

② 解体等工事の際の手続等

建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果について、次のいずれかの解体等工事の場合、報告が義務づけられています。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物※を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）。（令和5年6月23日 環境省告示第47号）

また、事前調査の結果、建築物又は工作物に吹付け石綿や石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されていた場合、除去等工事にあたっては、発注者等はその作業開始の14日前までに届出を行うことが義務付けられています。なお、上記①及び②の手続きは、大気汚染防止法の所管行政庁として、本県のほか、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の6市で対応しています。

参考

○大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202503zenbun.pdf>

○アスベスト除去等工事の手続きについて（神奈川県環境課ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

（手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。）

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-10	建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する事前調査及び調査結果の報告は、誰が行わなければならないでしょうか。（令和7年4月1日追加）

【答】

石綿事前調査及び調査結果の報告は、元請業者又は自主施工者が行わなければなりません。
なお、令和5年10月1日以降に工事を行う建築物及び令和8年1月1日以降に工事を行う工作物の事前調査は有資格者が行う必要があります。

参考

○建築物の事前調査について

令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

○工作物の事前調査について

令和5年6月23日付け環水大大発第2306231号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知） 第2及び第3項」
<https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-11	建築物等の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査は、金属製の建材のみの取り替えや、既存材料の損傷、除去が発生しない工事でも必要ですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・ 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ・ 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- ・ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-12	道路アスファルト舗装改修工事について、事前調査の必要がありますか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

建築物等の解体等工事を行う元請業者は事前調査を行う義務がありますが、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- ・道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-13	平成18年9月1日以降に建てられた建築物の改修工事を行うが、平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されており、石綿が含有していないことが明らかであるため、事前調査はしないこととしてよいですか。(令和5年1月13日追加)	

【答】

そもそも、平成18年9月1日以降に建てられた建築物かどうかを確認する行為が事前調査の一部（建築物等の設置の工事に着手した日の調査）であるため、建築物等の解体等工事を行う場合には、事前調査が必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-14	事前調査について、石綿なしと判断する根拠として、「目視」のみで判断してよいですか。(令和7年4月1日更新)	

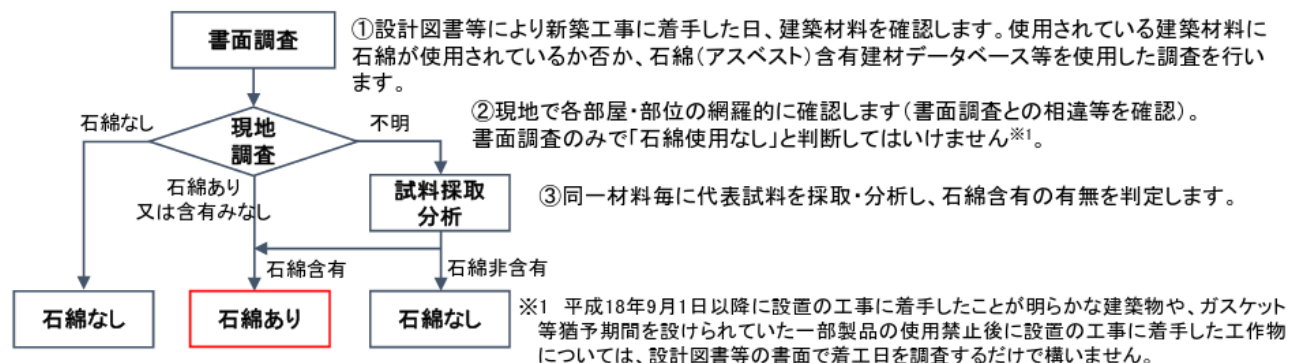
【答】

設計図書等の書面による調査及び目視による調査を行い、石綿が含有しているかが明らかにならなかった場合には分析による調査を行うこととされていますので、「目視」のみで石綿なしとすることはできません。

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

・事前調査の方法※



※環境省石綿飛散防止リーフレットよりフローチャートを引用

<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf>

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 1 事前調査の対象等」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-15	事前調査について、書面調査のみで完了してもよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、石綿の規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令では石綿無しと判断できたものが、現在の規制基準では石綿有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります(以下参考を参照)

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-16	事前調査について、分析調査を必ず行わなければならないのですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

書面による調査及び現地での目視による調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったとき※は、分析による調査を行う必要があります。

ただし、当該解体工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、分析調査を実施する必要はありません。

※ 事前調査の方法は、E-14をご覧ください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-17	事前調査について、以前に分析した結果があるが、有効ですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

現在と同じ規制基準（0.1%以上、クリソタイル等6物質）で行った分析結果であれば有効になります。石綿の規制は5%→1%→0.1%超のものと、段階的に厳しく変わってきたため、以前の規制基準の分析結果では、石綿無しと判断できないためです。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-18	事前調査の有資格者がいない場合、令和5年10月1日以降に工事を行う建築物及び令和8年1月1日以降に工事を行う工作物の事前調査はどのように実施すればよいのですか。（令和7年4月1日追加）	

【答】

有資格者がいない場合は、元請業者の責任において、別業者の有資格者に事前調査を委託することも可能です。

その場合、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明を受けるよう努めてください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-19	事前調査の資格を取得するためにはどうすればよいのですか。 (令和7年4月1日更新)	

【答】

解体等工事に係る建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。また、令和8年1月1日以降に着手する解体等工事に係る工作物の事前調査は、工作物石綿事前調査者等が行う必要があります。（必要な資格は、解体等工事を行う工作物の種類によって異なりますので、詳細は以下の通知をご確認ください。）

講習を受講したい場合は、以下のホームページをご確認いただき、講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

参考

<講習について>

○調査者講習について（石綿総合情報ポータルサイト）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

○日本アスベスト調査診断協会

<https://www.nada20090620.com/admission/>

<調査者の資格について>

○建築物の事前調査について

令和2年 11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

○工作物の事前調査について

令和5年 6月23日付け環水大大発第2306231号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知） 第2及び第3項」

<https://www.env.go.jp/content/000142174.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-20	事前調査の資料について、発注者に対して書面にて説明した後は、破棄してもよいですか。（令和5年1月13日追加）	

【答】

事前調査に関する記録の他、発注者に対して書面にて説明した事前調査の資料の写しは、元請業者が解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。ただし、電磁的記録を使用して保存することもできます。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 4 事前調査に関する記録」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-21	事前調査に関する記録の備え置きとは何ですか。（令和5年1月13日追加）	

【答】

事前調査に係る工事を行う際は、事前調査に関する記録の写しを現場に備えおく必要があります。これは工事業者や行政の職員が石綿の使用箇所等を確認できるようにするためのものです。そのため”備え置く”というのは、工事を行う業者や、行政の職員が確認できる状態であれば問題ありません。

記載事項については次のとおりです。

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

(記録事項)

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ・解体等工事の場所
- ・解体等工事の名称及び概要
- ・事前調査の終了年月日及び事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（一部の設備については建築材料を設置した年月日）

（以下、※は大気汚染防止法施行規則 第16条の5 第1号イからホ に該当する場合は不要）

- ・解体等工事に係る建築物等の概要※
- ・改造し、又は補修する作業の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分※
- ・調査者などの氏名（建築物の解体等工事の場合、令和5年10月1日から）※
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査者の氏名及び所属機関又は法人の名称※
- ・各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（みなした場合はその旨）及びその根拠※

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-22	事前調査の記録の現場への備え置きは、現場事務所等がないため、会社に保管しておけばよいですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

会社等ではなく、当該解体工事の現場に備え置く必要があります。なお、備え置くとは、事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態であればよいです。現場事務所等がない場合でも、工事車両に備え置く、電子機器等で確認できる状態にしておくなどでも差し支えありません。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 5 事前調査に関する記録の写しの備置き」

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-23	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。（令和6年4月1日更新）

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80㎡以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物※	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

※ 報告対象となる工作物（令和5年6月23日 環境省告示第46号）は、次のとおりです。

①反応槽	⑩配電設備
②加熱炉	⑪送電設備（ケーブルを含む）
③ボイラー及び圧力容器	⑫トンネルの天井板
④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）	⑬プラットホームの上家
⑤焼却設備	⑭遮音壁
⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）	⑮軽量盛土保護パネル
⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）	⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）	⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）
⑨変電設備	

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-24	事前調査結果の報告対象は、改修工事の場合、請負代金の合計額が100万円以上であるものとなっているが、「請負代金の合計」に、事前調査の費用も含まれますか。 （令和5年1月13日追加）

【答】

事前調査の費用は含まれません。

「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額としています。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-25	壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政へ事前調査結果の報告は不要と考えてよいですか。（令和5年1月13日追加）

【答】

壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計※が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

※ 請負代金の合計の考え方は、E-24をご覧ください。

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-26	解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では事前調査結果報告の要件未達だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要ですか。 (令和5年1月13日追加)

【答】

解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合、一の契約で請け負ったものとみなし、行政への報告は必要です。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-27	工作物を解体（改造・補修）する場合、事前調査結果の行政への報告は不要ですか。 (令和6年4月1日更新)

【答】

対象となる工作物*であって請負代金の合計額が100万円以上の場合は、行政への報告が必要です。

なお、船舶の解体（改造・補修）を行う場合は、労働基準監督署のみ報告が必要になるので、注意してください。

※E-23をご覧ください。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-28	建築物等の解体等工事に該当しない場合は事前調査の必要がないため、行政への結果報告も不要と考えてよいですか。(令和5年1月13日追加)

【答】

建築物等の解体等工事に該当しない場合は、行政への報告は不要です。

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-29	工事の下請業者が元請業者から依頼を受けて代理で事前調査結果の報告を行うことは可能ですか。(令和5年1月13日追加)

【答】

元請業者が事前調査結果を行政へ報告しなければなりませんので、下請業者が代わりに報告を行うことはできません。

<アスベストQ & A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-30	事前調査結果の行政への報告は、いつまでに行えばよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

事前調査後に調査結果の整理など必要な作業を行った上で速やかに報告をお願いします。遅くとも解体等工事に着手する前に報告をお願いします。ただし、解体等工事に係る建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

参考

○令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-31	事前調査結果の報告の方法について詳しく教えてください。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

石綿使用の有無に関わらず報告対象の解体等工事についての報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから報告をお願いします。環境省のウェブページに動画で詳しく入力方法などを掲載されています。

参考

○石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>
 ○環境省 石綿事前調査結果の報告について
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-32	事前調査結果をどこに報告すればよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

石綿事前調査結果報告システムの入力画面において、工事現場情報を入力する（郵便番号検索を行う）と報告先が自動入力されます。念のため、報告先を確認したい等の場合は、以下URLを参照してください。

参考

○解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-33	アスベストに関し、県が策定した生活環境の保全等に関する条例の内容を教えてください。（令和5年4月1日更新）	

【答】

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の規制と併せて、行政指導基準として平成18年4月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」により、アスベストの飛散防止対策を実施してきました。

アスベストの飛散防止対策の推進のため法を補完する規定を設け、法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を公布、令和3年10月1日から施行し、アスベストの飛散防止対策を強化することとしました。

○ 生活環境の保全等に関する条例（アスベスト関係）の主な内容

ア 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

① 周辺住民等への周知

石綿排出等工事の施工者に対し、周辺住民等への周知を義務付け

② 石綿濃度等の測定

石綿排出等工事の施工者に対し、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等の測定、その結果の記録、保存を義務付け

③ 届出等

石綿排出等工事の発注者に対し、作業の管理体制等の知事への届出や、作業完了後の報告を義務付け

④ 非常時の措置

石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、通報、応急措置、措置命令に関する規定を創設

⑤ 罰則等

上記①～③を勧告規定に追加。また、④に対する罰則規定を追加

イ 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者等に対し、その建築物等の石綿含有建材の使用状況を把握するとともに、石綿飛散防止措置を講ずるよう努める旨の規定を創設

参考

○アスベスト除去等工事の手続きについて（神奈川県環境課ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

（手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。）